各 位

株式会社あさひ銀行(コード8322) 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

<u>ゴールドマン・サックスとの不良債権等の売却およびサービシングに関わる</u> 業務提携の基本合意について

あさひ銀行(頭取 梁頼 行雄)は 米国投資銀行ゴールドマン・サックスと不良債権等の処理 を迅速かつ効率的に実施するための業務提携について、基本合意致しましたので、お知らせし ます。

記

1.基本合意の内容

あさひ銀行及びゴールドマン・サックスは ゴールドマン・サックスが設立する債権購入会社に共同で出資(優先出資) し、あさひ銀行及びその関連会社が、その保有する不良債権等を当該債権購入会社に売却すること

上記の債権購入会社等より企業再生・債権回収を受託するサービサー会社の設立・運営について、あさひ銀行及びゴールドマン・サックスが協力すること

2. 本件の目的

機能拡充が見込まれる整理回収機構の活用に加え、今回のゴールドマン・サックスとの企業再生ならびに不良債権処理スキームを活用することで、不良債権の最終処理に向けた 具体策の選択肢を広げるとともに、そのスピードと実効性を高めます。

また、本件のパートナーであるゴールドマン・サックスの豊かな経験・ノウハウ・資本を導 入する事で、企業再生ならびに不良債権処理を確実なものといたします。

3. 本件のスキーム

あさひ銀行は ゴールドマン・サックスが100%の持分を有する債権購入会社に対し、時価で不良債権を売却する事で、緊急経済対策等で掲げられた「不良債権の最終処理」を促進して参ります。

不良債権を第三者(ゴールドマン・サックス)の設立した債権購入会社に売却することで、 売却価格(時価)の透明性を確保いたします。

債権購入会社における購入資金は、ゴールドマン・サックスが出資金(優先出資金)を拠出の上、ノン・リコースローンを取り入れますが、あさひ銀行も一部出資金(優先出資金)の拠出をする意向です。この拠出により、将来の再生によるアップサイドのメリットを享受していきたいと考えております。

また、あさひ銀行とゴールドマン・サックスとの合弁により、新たにサービサー会社を共同で設立・運営することを検討して参ります。

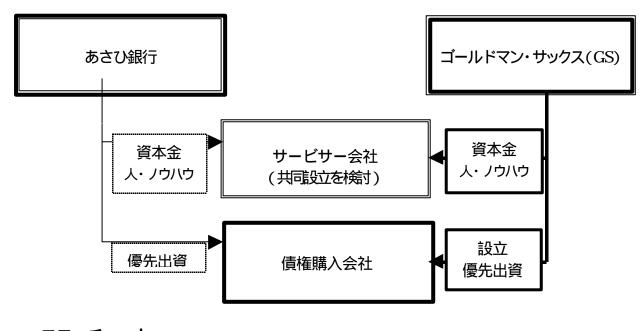
債権購入会社が債権の管理を委託するサービサー会社につきましては 債権の管理・回収に止まらず、あさひ銀行とゴールドマン・サックスの人的資源とノウハウを融合し、企業再生を目指した運営を行います。

今後は 法令、会計、税務を含めた詳細を詰めるとともに、売却する債権の額等を決定し、 平成14年3月末までに、売却を実施する予定です。

以上

本ニュースリリースには証券取引法第 166条に定められた重要事実に当たる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むニュースリリースをご覧になられた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後 12 時間以内に、当社の株式などの売買等を行った場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に抵触するおそれがありますのでご注意ください。

今回のスキーム



フローチャート

